

再就職援助計画対象労働者証明書

平成 年 月 日

公共職業安定所長 印

下記の者については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく再就職援助計画（認定番号 第 号）に係る対象労働者であることを証明する。

記

対象労働者氏名

雇用保険被保険者番号

（「計画対象労働者に関する一覧」（様式第1号別紙2）における番号 号）

(注意)

- 1 事業主の方は、当該証明書を対象労働者に交付し、再就職した場合は当該証明書を再就職先に提出するよう説明してください。
- 2 対象労働者の方は、再就職した場合、事業主の方が労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース／人材育成支援コース）の支給申請の際に必要なとなりますので、当該証明書を再就職先に提出してください。
- 3 再就職援助計画が変更され、計画の対象労働者でなくなった場合には、事業主を通じて公共職業安定所に返還してください。

※処理欄	
------	--